

若林西ノ堂墓地管理規約

(目的)

第1条 管理を適切に行うため若林西ノ堂墓地管理委員会を設置し、(以下管理委員会)若林区長の管理下に置き、本規約に従って若林西ノ堂墓地の管理を行う。

(利用者の資格)

第2条 墓地利用者(以下名義人とする)の資格は、原則として若林区に5年以上在住し、区費を納め、家持ち世帯で、永住の見込みのある者とする。
但し、合祀墓は賃貸アパート含む全世帯まで対象とする

(利用申請)

第3条 墓地利用を希望する者は、所定の申込書等に必要事項を記入し、管理委員会に申し込む。
永代利用料は、別表(区画料金表)による。

(利用範囲)

第4条 墓地は、墓地本来の目的以外には利用できない。また、墓地には焼骨の埋葬に限る。

(利用権の消滅)

第5条 次の何れかに該当するときは墓地の利用権は消滅する。
(1) 名義人が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。
(2) 名義人の住所又は、生死が不明となり、10年経過したとき。

(利用許可の取消し)

第6条 次の何れかに該当するときは管理委員会は、利用許可を取り消すことができる。
(1) 本規約の墓地維持管理その他について、管理委員会の指示に従わなかったとき。
(2) 利用権を譲渡したり他人に転貸したとき。

(墓地の工事)

第7条 名義人は、若林西ノ堂墓地施設規定を守ること。

(利用料の還付)

第8条 既納の利用料等は一切還付しない。

(墓地の返還)

第9条 墓地を返還するとき、又は利用権の取り消しをされたときは、現状に復し返還する。

(清掃管理)

第10条 墓地の清掃及び、環境管理については、常に各名義人の責任で実施すること。

(規約の改定)

第11条 本規約の改定及びその他重要事項は、管理委員会にて審議し、若林区会で決定する。

この規約は、昭和51年8月1日より適用する。

改定 平成8年12月15日
改定 平成9年1月1日
改定 平成27年4月9日
改定 平成27年6月14日
改定 平成29年11月16日
改定 令和4年1月6日 追記